

今治市骨髓等移植ドナー支援事業

事業概要

骨髓等（骨髓・末梢血幹細胞）移植の促進を図るため、公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等を提供した方に対し、助成を行います。

骨髓等を提供したドナーに対して最大14万円を支給

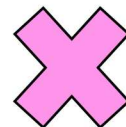


次の条件を全て満たす必要があります。

1. 骨髓等の提供時に今治市に住所を有する。
2. 日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業で骨髓等の提供を完了し、そのことを証明する書類が交付されている。
3. 他の自治体などから骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていない。
4. 市税等を滞納していない。

助成金額の計算方法（上限金額は14万円）

骨髓等の提供のための通院又は入院に要した日数



2万円



助成金額

事業の詳細は今治市ホームページをご覧ください。

https://www.city.imabari.ehime.jp/kenkou/kotsuzui_donor/

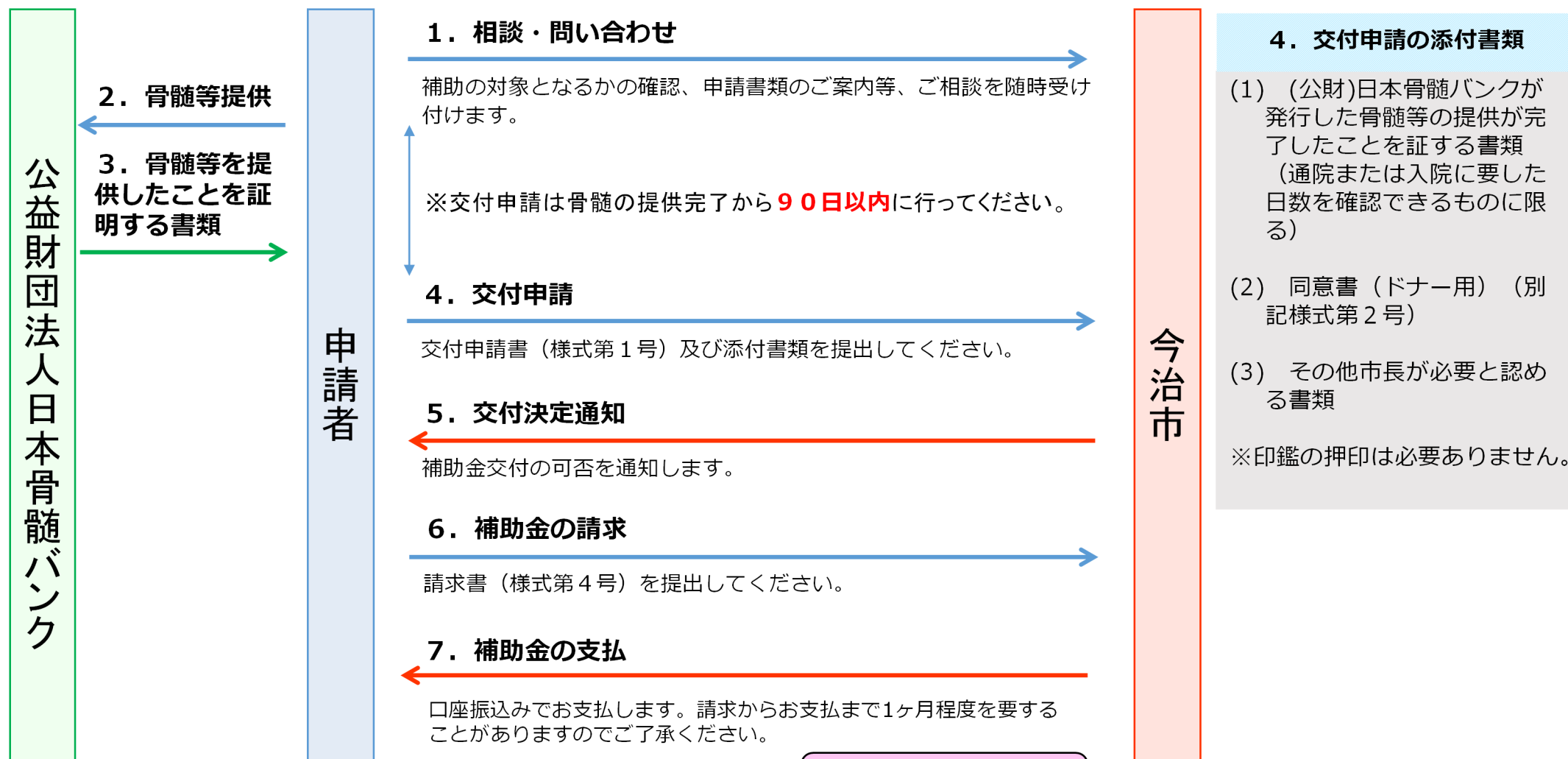
詳しくは事前に右記の連絡先にお問い合わせください。

今治市 健康福祉部 健康推進課

TEL 0898-36-1533（直通）

FAX 0898-32-5511（直通）

手続きの流れ【今治市骨髓等移植ドナー支援事業】



骨髄等移植とは

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える(実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴静注する)ことにより、造血機能を回復させる治療法です。(日本骨髄バンクHPより引用)

ドナー登録について

骨髄等の提供者となるためには、ドナー登録を行う必要があります。愛媛県内では各地域の保健所等でドナー登録の窓口を開設しています。

【今治市内のドナー登録窓口】

今治保健所※火曜9:00～15:00(要予約、祝日・年末年始除く)
今治市旭町1-4-9愛媛県東予地方局今治支局内
TEL 0898-23-2500